

関原発第587号  
2021年2月16日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森本 孝

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、2020年12月4日付け関原発第448号をもって変更認可申請しました、高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、別紙のとおり補正いたします。

以上

別 紙

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正内容

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書を以下のとおり一部補正する。

- ・本文のうち、「1. 変更の内容」を添付1のとおり補正する。
- ・別添を添付2のとおり補正する。

以 上

## 1. 変更の内容

昭和49年 1月 5日付 48原第10805号をもって認可を受け、


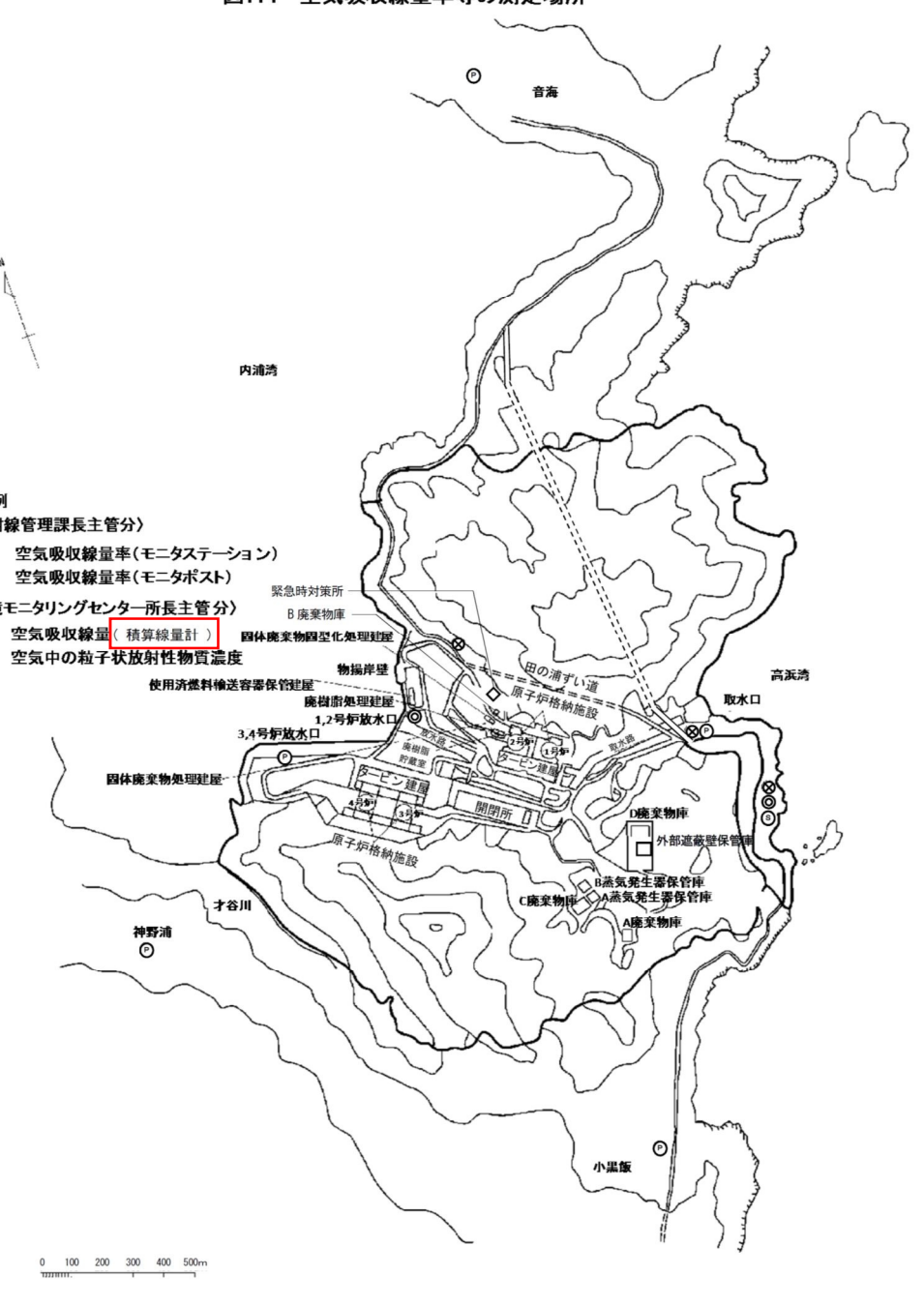
昭和49年 8月20日付 49原第 6869号、	昭和49年10月30日付 49原第 9439号、
昭和50年10月31日付 50原第 9180号、	昭和50年11月26日付 50原第 9544号、
昭和51年 9月27日付 51安(原規)第 96号、	昭和52年 3月29日付 52安(原規)第 99号、
昭和52年 5月31日付 52安(原規)第129号、	昭和53年11月13日付 53安(原規)第231号、
昭和54年 6月15日付 54資庁第 7054号、	昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、
昭和54年 9月10日付 54資庁第11646号、	昭和54年10月31日付 54資庁第13177号、
昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、	昭和55年10月 8日付 55資庁第11342号、
昭和56年 6月19日付 56資庁第 8317号、	昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、
昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、	昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、
昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、	昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、
昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、	昭和60年 1月16日付 59資庁第17852号、
昭和60年 2月21日付 60資庁第 979号、	昭和61年 6月26日付 61資庁第 8871号、
昭和63年 2月23日付 62資庁第16336号、	昭和63年 7月14日付 63資庁第 7655号、
平成元年 3月31日付 元資庁第 3502号、	平成元年 7月27日付 元資庁第 8414号、
平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、	平成 4年 5月21日付 4資庁第 6154号、
平成 5年 1月13日付 4資庁第12580号、	平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、
平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、	平成 5年10月27日付 5資庁第11639号、
平成 6年 4月27日付 6資庁第 4697号、	平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、
平成 7年 1月20日付 6資庁第14300号、	平成 7年 4月13日付 7資庁第 2127号、
平成 7年10月 6日付 7資庁第11058号、	平成 8年 1月17日付 7資庁第14350号、
平成 8年 8月15日付 8資庁第 8446号、	平成 9年 1月31日付 8資庁第12744号、
平成 9年 9月11日付 平成09・07・31第15号、	平成 9年11月28日付 平成09・11・10第16号、
平成10年 6月25日付 平成10・06・22第14号、	平成10年12月17日付 平成10・12・01第17号、
平成11年 9月 7日付 平成11・08・16第 2号、	平成12年 3月 8日付 平成12・01・31第 1号、
平成12年 6月26日付 平成12・06・12第10号、	平成13年 1月 5日付 平成12・08・03第 5号、
平成13年 2月23日付 平成13・02・15第18号、	平成13年 3月30日付 平成13・03・23第12号、
平成13年11月 5日付 平成13・09・28第41号、	平成14年 3月 8日付 平成14・02・07第11号、
平成14年 8月28日付 平成14・07・12第11号、	平成14年10月22日付 平成14・09・20第 7号、
平成15年 5月15日付 平成15・04・22第 6号、	平成15年 6月20日付 平成15・06・09第18号、
平成15年 9月18日付 平成15・08・28第 9号、	平成16年 5月13日付 平成15・12・19第38号、
平成16年 6月16日付 平成16・06・07第11号、	平成16年11月17日付 平成16・09・24第25号、
平成17年 1月24日付 平成16・12・09第 5号、	平成17年 4月11日付 平成17・03・17第 8号、
平成17年 7月20日付 平成17・07・04第22号、	平成18年 2月22日付 平成18・01・31第15号、
平成18年 4月21日付 平成18・04・14第 3号、	平成18年 9月 8日付 平成18・08・24第11号、
平成18年11月28日付 平成18・11・02第 2号、	平成19年 3月15日付 平成19・02・16第16号、
平成19年 4月11日付 平成19・03・23第 4号、	平成19年 5月25日付 平成19・05・08第26号、
平成19年 6月26日付 平成19・06・08第136号、	平成19年12月13日付 平成19・09・28第32号、
平成19年12月13日付 平成19・11・30第23号、	平成20年 6月18日付 平成20・05・20第10号、
平成20年 8月22日付 平成20・07・11第13号、	平成20年10月 7日付 平成20・09・16第18号、
平成20年12月12日付 平成20・10・31第 2号、	平成21年 3月25日付 平成21・03・03第23号、

平成22年 2月10日付 平成22・01・06原第13号、  
平成22年 5月31日付 平成22・05・18原第12号、  
平成22年10月 7日付 平成22・09・03原第 2号、  
平成23年 5月11日付 平成23・04・20原第 2号、  
平成25年 3月25日付 原規第121221002号、  
平成26年11月12日付 原規第1411121号、  
平成27年 6月12日付 原規第1506128号、  
平成27年10月 9日付 原規第1510092号、  
平成27年11月18日付 原規第1511183号、  
平成28年 6月20日付 原規第1606204号、  
平成29年 6月26日付 原規第1706265号、  
平成30年 3月19日付 原規第1803193号、  
平成30年 6月26日付 原規第1806265号、  
平成31年 1月31日付 原規第1901311号、  
令和元年 7月 1日付 原規第1907017号、  
令和 2年 1月16日付 原規第2001168号、  
令和 2年 5月26日付 原規第2005262号、  
令和 2年 9月24日付 原規第2009241号、  
令和 3年 2月15日付 原規第2102151号 で変更認可を受けた高浜発電所原子炉施設保安規定の  
記述を、別添の高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更す  
る（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

平成22年 2月19日付 平成22・02・15原第 5号、  
平成22年 6月25日付 平成22・06・10原第 2号、  
平成23年 5月 6日付 平成23・04・04原第34号、  
平成24年 9月 6日付 20120815原第21号、  
平成26年 6月 9日付 原規第1406096号、  
平成27年 4月 8日付 原規第1504085号、  
平成27年 9月18日付 原規第1509184号、  
平成27年11月18日付 原規第1511182号、  
平成28年 3月24日付 原規第16032414号、  
平成29年 2月 8日付 原規第1702087号、  
平成29年 8月15日付 原規第1708154号、  
平成30年 5月11日付 原規第1805112号、  
平成30年12月17日付 原規第1812176号、  
令和元年 6月21日付 原規第19062110号、  
令和元年 9月24日付 原規第1909247号、  
令和 2年 3月30日付 原規第20033018号、  
令和 2年 6月19日付 原規第2006192号、  
令和 2年10月 7日付 原規第20100714号及び

別添 高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>（外部放射線に係る線量当量率等の測定）</p> <p>第114条 放射線管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図114に定める。）において、表114-1および表114-3（第106条第1項（2）の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>（中略）</p> <p style="text-align: center;">図114 空気吸収線量率等の測定場所</p>  <p>凡例          〈放射線管理課長主管分〉          ⑤ 空気吸収線量率(モニタステーション)          ⑥ 空気吸収線量率(モニタポスト)          〈環境モニタリングセンター所長主管分〉          ⑦ 空気吸収線量(モニタポイント)          ⑧ 空気中の粒子状放射性物質濃度</p>	<p>（外部放射線に係る線量当量率等の測定）</p> <p>第114条 放射線管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図114に定める。）において、表114-1および表114-3（第106条第1項（2）の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>（中略）</p> <p style="text-align: center;">図114 空気吸収線量率等の測定場所</p>  <p>凡例          〈放射線管理課長主管分〉          ⑤ 空気吸収線量率(モニタステーション)          ⑥ 空気吸収線量率(モニタポスト)          〈環境モニタリングセンター所長主管分〉          ⑦ 空気吸収線量(積算線量計)          ⑧ 空気中の粒子状放射性物質濃度</p>	<p>環境放射能用計測器(積算線量計測定装置)の設備更新に伴う変更</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																																																				
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第115条 放射線管理課長および計装保修課長は、表115に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表115に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表115</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線管理用計測器<sup>1</sup></td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="4">放射線管理課長</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>試料放射線測定装置 積算線量計</td> <td>3台<sup>2</sup> 1式</td> </tr> <tr> <td>放射線監視用計測器<sup>1 5</sup></td> <td>モニタポスト モニタステーション エリアモニタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5台 1台 1台<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>環境放射線計測器</td> <td>試料放射線測定装置 積算線量計</td> <td>計装保修課長 環境モニタリングセンター所長</td> <td>1台<sup>4</sup> 1台<sup>4</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>1：重大事故等対応設備は「85-18-1 監視測定装置」において管理する。 2：1台は表103の試料放射線測定装置と共用 3：管理区域外測定用の□台を含む。 4：環境放射線計測器は、美浜発電所、大飯発電所と共用 5：□</p>	分類	計測器種類	担当	数量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1台	放射線管理用計測器 <sup>1</sup>	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	5台	汚染密度測定用サーベイメータ	4台	退出モニタ	4台	試料放射線測定装置 積算線量計	3台 <sup>2</sup> 1式	放射線監視用計測器 <sup>1 5</sup>	モニタポスト モニタステーション エリアモニタ	放射線管理課長	5台 1台 1台 <sup>3</sup>	環境放射線計測器	試料放射線測定装置 積算線量計	計装保修課長 環境モニタリングセンター所長	1台 <sup>4</sup> 1台 <sup>4</sup>	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第115条 放射線管理課長および計装保修課長は、表115に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表115に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表115</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線管理用計測器<sup>1</sup></td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="4">放射線管理課長</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>試料放射線測定装置 積算線量計</td> <td>3台<sup>2</sup> 1式</td> </tr> <tr> <td>放射線監視用計測器<sup>1 5</sup></td> <td>モニタポスト モニタステーション エリアモニタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5台 1台 1台<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>環境放射線計測器</td> <td>試料放射線測定装置 積算線量計</td> <td>計装保修課長 環境モニタリングセンター所長</td> <td>1台<sup>4</sup> 1台<sup>4</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>1：重大事故等対応設備は「85-18-1 監視測定装置」において管理する。 2：1台は表103の試料放射線測定装置と共用 3：管理区域外測定用の□台を含む。 4：環境放射線計測器は、美浜発電所、大飯発電所と共用 5：□</p>	分類	計測器種類	担当	数量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1台	放射線管理用計測器 <sup>1</sup>	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	5台	汚染密度測定用サーベイメータ	4台	退出モニタ	4台	試料放射線測定装置 積算線量計	3台 <sup>2</sup> 1式	放射線監視用計測器 <sup>1 5</sup>	モニタポスト モニタステーション エリアモニタ	放射線管理課長	5台 1台 1台 <sup>3</sup>	環境放射線計測器	試料放射線測定装置 積算線量計	計装保修課長 環境モニタリングセンター所長	1台 <sup>4</sup> 1台 <sup>4</sup>	<p>環境放射線計測器（積算線量計測定装置）の設備更新に伴う変更</p>
分類	計測器種類	担当	数量																																																			
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1台																																																			
放射線管理用計測器 <sup>1</sup>	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	5台																																																			
	汚染密度測定用サーベイメータ		4台																																																			
	退出モニタ		4台																																																			
	試料放射線測定装置 積算線量計		3台 <sup>2</sup> 1式																																																			
放射線監視用計測器 <sup>1 5</sup>	モニタポスト モニタステーション エリアモニタ	放射線管理課長	5台 1台 1台 <sup>3</sup>																																																			
環境放射線計測器	試料放射線測定装置 積算線量計	計装保修課長 環境モニタリングセンター所長	1台 <sup>4</sup> 1台 <sup>4</sup>																																																			
分類	計測器種類	担当	数量																																																			
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1台																																																			
放射線管理用計測器 <sup>1</sup>	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	5台																																																			
	汚染密度測定用サーベイメータ		4台																																																			
	退出モニタ		4台																																																			
	試料放射線測定装置 積算線量計		3台 <sup>2</sup> 1式																																																			
放射線監視用計測器 <sup>1 5</sup>	モニタポスト モニタステーション エリアモニタ	放射線管理課長	5台 1台 1台 <sup>3</sup>																																																			
環境放射線計測器	試料放射線測定装置 積算線量計	計装保修課長 環境モニタリングセンター所長	1台 <sup>4</sup> 1台 <sup>4</sup>																																																			

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
	<p>附 則（ 年 月 日 平成 2 6 原安管通達第 3 号 - ） （施行期日）</p> <p>第 1 条 この通達のうち、次の各号に示す規定については、原子力規制委員会による認可の後、2021年4月1日から施行することとし、それまでの間、なお、従前の例による。</p> <p>（1）第 1 1 4 条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）図 1 1 4 の凡例のうち、空気吸収線量（積算線量計）</p> <p>（2）第 1 1 5 条（放射線計測器類の管理）表 1 1 5 のうち、環境放射能計測器の積算線量計一式</p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。</p>